

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部改正の趣旨及び背景について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）に基づき、個人番号を利用する事務等を定めるとともに、佐倉市個人情報保護条例の所要の改正を行うため、平成27年9月に「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「利用条例」といいます。）の制定及び佐倉市個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）の一部改正を行いました。

しかし、同月に、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「番号法一部改正法」といいます。）が公布され、番号法一部改正法により、個人番号利用事務の追加や両条例の引用条項の条項ずれ等が生じることとなりました。

また、法定事務以外で個人番号を利用する事務について、利用条例に定めている独自事務の他に、任意の予防接種に関する事務についても、法定事務である予防接種法による予防接種の実施等の事務と一体的に事務を行う方が、市民の利便性や事務効率の向上に資するものと考えられることから、番号法一部改正法に伴う個人番号利用事務の利用条例への追加及び両条例の条項ずれ等の所要の修正を行うとともに、独自事務として、任意の予防接種に関する事務を利用条例に追加しようとするものです。

2 条例に規定する内容について

(1) 法定事務以外の事務における個人番号の利用

利用条例別表第1に「任意の予防接種に関する事務であって規則で定めるもの」を追加します。

(2) 番号法一部改正法に基づく法定事務の追加

番号法一部改正法により番号法に追加されることとなった「保険事業の実施に関する事務」を利用条例に追加することとし、利用条例別表第2の8の項及び15の項中の「給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」を「給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務」に改めます。

(3) 利用条例及び保護条例の所要の修正

番号法一部改正法に基づき、利用条例及び保護条例において引用している条項の追加や条項ずれの修正等の所要の改正を行います。

(4) 施行期日

(1)及び(2)については、平成28年1月1日から、(3)については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものとします。